

○ 皇 學 館 大 学 学 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）は、わが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、皇學館大学自己点検・評価規程及び皇學館大学質保証・質向上委員会規程に定める。

（学部及び学科等）

第3条 本学に、文学部、教育学部及び現代日本社会学部を置く。

2 文学部に、神道学科・国文学科・国史学科・コミュニケーション学科の4学科を置く。

3 教育学部に教育学科を置く。

4 現代日本社会学部に現代日本社会学科を置く。

（教育研究上の目的）

第3条の2 各学部各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学 部	教育研究上の目的	
文 学 部	本学部は、日本文化を精確に究明し、これを継承・発展させるとともに広く世界に発信し、同時に、将来を展望する見識と生涯にわたって学び続ける姿勢を有し、現代社会の諸課題にも積極的に対処しようとする自立した人材を育成する。	
	学 科	教育研究上の目的
	神 道 学 科	日本人が守り伝えた民族固有の信仰であり日本文化の根源である神道を、祭祀学・古典研究・神道史学・神道思想・宗教学などの分野を通して教育・研究するとともに、将来、現代社会の諸課題に真摯に対応できる神職をはじめ、各界において指導的な役割を果たす人材を育成する。
	国 文 学 科	日本文化の中核を成す国語と国文学を教育・研究することにより、豊かな感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を身につけ、日本文化の担い手としての自覚を有しつつ、現代社会の諸課題にも積極的に対処し得る自立した人材を育成する。
	国 史 学 科	日本の歴史と伝統に根ざした祖国愛の精神を基軸とし、史料主義・原典主義にたち、バランスのとれた中正な歴史認識を確立することによって、多様な現代社会を、日本人として冷静に読み解き、将来を展望する見識ある人材を育成する。
	コミュニケーション学科	「英語」、「心理学」、「情報学」の3分野の教育・研究を通じて、日本の文化や社会を広く発信し、英語教育や国際的なビジネス、こころと行動のメカニズムの解明、情報社会に貢献できる人材を育成する。

教 育 学 部	教 育 学 科	日本の伝統と文化に根ざした豊かな人間性を備え、教育諸科学に係る専門的知識や技能を活用して、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成する。
現 代 日 本 社 会 学 部	現 代 日 本 社 会 学 科	「経営革新」「地域創生」「福祉展開」という3コースの教育を通じて、現代日本の各領域においてリーダーとして貢献できる人材を養成する。その人材像を具体的に言えば、諸課題に対して、確固とした倫理観に基づいて、主体的に、現代日本の特徴を理解し、洞察力、コミュニケーション力、実践力、応用力を駆使して、創造的に対処できる幅広い職業人である。

（収容定員等）

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文 学 部	神 道 学 科	60人	240人
	国 文 学 科	80人	320人
	国 史 学 科	80人	320人
	コミュニケーション学科	80人	320人
教 育 学 部	教 育 学 科	200人	800人
現 代 日 本 社 会 学 部	現 代 日 本 社 会 学 科	120人	480人

（修業年限）

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第6条 在学期間は、8年以内とする。

- 2 編入学及び転入学により入学した学生の在学年数は、前項の定めにかかわらず、所定の修業年限の2倍を超えることができない。

（委託生、研究生及び科目等履修生）

第7条 本学に、委託生、研究生及び科目等履修生の制度を置く。

（大学院）

第8条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院については、皇學館大学大学院学則に定める。

（専攻科）

第9条 本学に、専攻科を置く。

- 2 専攻科については、皇學館大学専攻科規程に定める。

第2章 学年、学期、授業日数及び休業日

（学 年）

第10条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学 期）

第11条 学年は、春学期・秋学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、前項に定める期間にかかわらず、授業日数確保のため春学期終了日及び秋学期開始日を全学教授会の議を経て変更することができる。

（1年間の授業期間）

第12条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

神 嘗 祭 10月17日

創立記念日 4月30日

春 季 休 業 3月27日から4月5日まで

夏 季 休 業 8月1日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月26日から1月7日まで

- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 授業科目及び単位数

（授業科目）

第14条 文学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する独自科目、神職に関する科目、図書館司書に関する科目、学校図書館司書教諭に関する科目及び博物館学芸員に関する科目に分ける。

- 2 教育学部の授業科目は、共通科目、専門科目、教職に関する独自科目及び学校図書館司書教諭に関する科目に分ける。

- 3 現代日本社会学部の授業科目は、共通科目及び専門科目に分ける。

- 4 授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

（授業の方法）

第14条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第2項及び第3項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位に算入することができる。

（単位数計算）

第15条 各授業科目の単位数は、次の基準によって定める。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目の単位数については、別に定める。

（教育職員免許状）

第16条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する独自科目及び必要な授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状の種類については、別に定める。

（神職課程）

第17条 文学部神道学科、国文学科及び国史学科の学生であって、神職の資格を得ようとする者は、神職に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（司書等の課程）

第18条 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館司書に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（博物館学芸員課程）

第19条 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館学芸員に関する科目の所定の単位を修得しなければならない。

（保育士資格）

第20条 教育学部の学生であって、保育士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（社会福祉士の受験資格）

第20条の2 現代日本社会学部の学生であって、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（精神保健福祉士の受験資格）

第20条の3 現代日本社会学部の学生であって、精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（社会調査士資格）

第20条の4 現代日本社会学部の学生であって、社会調査士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（スポーツ指導者資格）

第20条の5 教育学部の学生であって、スポーツ指導者の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

第20条の6 （削 除）

（認定心理士資格）

第20条の7 文学部コミュニケーション学科の学生であって、認定心理士の資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

（公認心理師の受験資格）

第20条の8 文学部コミュニケーション学科の学生であって、公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

第4章 履修方法及び課程の修了

（卒業に必要な単位数）

第21条 文学部においては、共通科目20単位以上及び所属学科の専門科目62単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び各学科の専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学科及び他学部の専門科目の履修により修得した単位は、42単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

2 教育学部においては、共通科目20単位以上及び所属学科の専門科目80単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び専門科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学部の専門科目の履修により修得した単位は、24単位を超えない範囲で所

属学科の専門科目の単位に充てることができる。

3 現代日本社会学部においては、共通科目20単位以上及び所属学科の専門科目70単位以上、合計124単位以上修得しなければならない。なお、この場合の共通科目及び専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。おって、他学部専門科目の履修により修得した単位は、34単位を超えない範囲で所属学科の専門科目の単位に充てることができる。

4 履修方法については、別に定める。

5 学術交流協定に基づき受け入れる外国人留学生における卒業に必要な単位数等については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について、修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、全学教授会の議を経なければならない。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所属学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 大学以外の教育施設等で前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、全学教授会の議を経なければならない。

3 第1項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第25条 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

（他の学部の授業科目の履修）

第26条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

（履修届）

第27条 授業科目の履修については、学期始めに届け出て、承認を受けなければならない。

（出席時間数）

第28条 各授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目を履修したものと認めない。

第5章 試験、卒業及び学位

（試験）

第29条 春学期又は秋学期において履修した授業科目について、試験、論文及び研究報告等をもって、評価を行う。

- 2 正当な理由により本試験を受験できなかった者には、全学教授会の議を経て追試験を行うことがある。
（評 価）

第30条 前条第1項の評価は、秀、優、良、可及び不可の5等とする。

- 2 履修した授業科目について、秀、優、良又は可の評価を得た者には、所定の単位を与える。
（卒業及び学位の授与）

第31条 本学に4年以上在学し、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、学部長は、全学教授会の議を経て学部所定の課程を修めたことを認定する。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。

- 2 学長は、前項の認定を得た者に、全学教授会の議を経て卒業を認め、学士の学位を授与する。
3 学位については、皇學館大学学位規程に定める。

第6章 入学、編入学、転入学、休学、復学、退学及び除籍

（入学時期）

第32条 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他学部教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

第33条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) その他本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （入学の出願）

第34条 入学を志願する者は、別に定める入学検定料及び別に指定する書類に入学願書を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学検定）

第35条 入学検定は、学力、人物及び健康について行う。

- 2 前項の入学検定による合格者の決定は、全学教授会の議を経て学長が行う。
3 学長は、前項の合格者が第36条第1項の手続きをとらないときは、合格を取り消す。

（入学手続）

第36条 前条第2項の合格者は、保証人署名の所定の誓約書に、別に定める入学金、授業料及び教育充実費（授業料及び教育充実費を以下「学費」という。）を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に、全学教授会の議を経て入学を許可する。

（保証人）

第37条 提出すべき書類の保証人は、父母（父母なき者はこれに代わる者）とする。

- 2 保証人は、その学生の在学中、本人に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

（再入学・復籍）

第38条 本学を退学した者が再入学の希望を申し出たときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を

行い退学当時の同学科同年次（学年の最終日付での退学者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次）に再入学を許可することがある。

2 学費又は休学在籍料未納により除籍された者が、復籍の希望を申し出たときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い除籍当時の同学科同年次（学年の最終日付での除籍者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次）に復籍を許可することがある。

3 再入学・復籍に関する必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第39条 編入学を希望する者には、全学教授会が各学部学科毎に定員に余裕があると認める範囲において、試験を行い編入学を許可する。

2 本学に2年次で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
- (3) 短期大学に1年以上在学して、30単位以上修得した者
- (4) 外国において学校教育における13年以上の課程を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

3 本学に3年次で編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定により、大学の第3年次に編入学できる者
- (4) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

4 編入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

5 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第40条 転入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い入学を許可することがある。

2 本学に2年次で転入学をすることができる者は、大学に1年以上在学して、30単位以上修得した者とする。

3 本学に3年次で転入学をすることができる者は、大学に2年以上在学して、62単位以上修得した者とする。

4 転入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

5 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

（学士入学）

第40条の2 学士入学を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、試験を行い入学を許可することがある。

2 本学に2年次又は3年次で学士入学をすることができる者は、学士の学位を有する者とする。

3 学士入学者の既修得単位については、全学教授会において審査のうえ、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

4 学士入学に関する必要な事項は、別に定める。

（休 学）

第41条 病気その他の事由により1月以上授業に出席できない者は、保証人署名のうえ、休学願を所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、改めて許可を得て、更に1年以内に限り休学することができる。
- (2) 休学期間は、通算して2年以内とする。
- (3) 休学期間中の学費についての取扱いとは別に定める。
- (4) 休学期間中の学費の徴収を免除された学期については、別に定める休学在籍料を納付しなければならない。
- (5) 休学期間は、第5条及び第6条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

（復 学）

第42条 休学の事由が解消し、復学を希望する者は、保証人署名のうえ、復学願を所属学部長に提出し、許可を受けなければならない。

（転 学）

第43条 他の大学に転学しようとする者は、事由を詳記して、保証人署名のうえ、転学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

（転学部及び転科）

第44条 転学部及び転科は申し出により、選考のうえ、許可することがある。

2 転学部及び転科に関する必要な事項は、別に定める。

（退 学）

第45条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人署名のうえ、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良にして、改悛の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等にして、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学則に反し、学内の秩序をみだして、学生の本分にもとると認められる者

（除 籍）

第46条 次の各号の一に該当する者は、全学教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第41条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- (3) 休学期間が終わっても、復学又は休学更新の手続きをしない者
- (4) 学費又は休学在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

第7章 入学検定料、入学金及び学費

（入学検定料）

第47条 本学に、入学を志願する者は、別に定める入学検定料を所定の期日までに納めなければならない。ただし、被災、併願受験等の理由により、入学検定料を免除又は減額することができる。

（入学金及び学費）

第48条 入学、編入学及び転入学を許可された者は、別に定める入学金及び学費を所定の期日までに納付しなければならない。

2 学生は、別に定める学費の年額を所定の期日までに納付しなければならない。

（減免又は徴収猶予）

第49条 大学等における修学の支援に関する法律（令和2年4月1日）第8条の規定に基づき、入学

金及び授業料の減免対象者として認められる学生に対し、該当する減免を行う。

- 2 やむを得ない事由により、学費の支弁が困難と認められる学生に対しては、詮議のうえ、授業料を減免又は学費の徴収を猶予することがある。

（入学検定料、入学金及び学費の返還）

第50条 既納の入学検定料、入学金及び学費は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学手続き完了者から入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、学費を返還する。

第8章 賞 罰

（奨学金の給付）

第51条 学業成績等が特に優秀と認められる者には、全学教授会の議を経て奨学金を給付することがある。

（表 彰）

第52条 人物、学業が優秀な者又は他の学生の模範となる行為をした者には、全学教授会の議を経て学長が表彰する。

（懲 戒）

第53条 学生が規則に違反し、又は学生の本分にもとる行為をした場合には、全学教授会の議を経て学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、第45条第2項第1号又は同項第4号のいずれかに該当する者に対して行う。
- 4 第2項の規定による停学の期間は、第5条及び第6条に規定する修学年限及び在学期間に算入する。
- 5 懲戒に関する事項については、別に定める。

第9章 職員組織

（職 員）

第54条 本学に、教育職員、事務職員、業務職員及び技能職員を置く。

- 2 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 3 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。
- 4 助手は、本学の教育研究の円滑な実施に必要な補助的業務に従事する。
- 5 事務職員は、事務を遂行する。
- 6 業務職員は、図書館司書等の専門的業務を遂行する。
- 7 技能職員は、校内施設の整備等を行う。

第55条 本学に、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び事務局長を置く。

- 2 本学に、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり所属職員を統轄する。
- 4 学部長は、学長を補佐し、学部に関する事項をつかさどる。
- 5 学生部長は、学長の指揮を受け、学生支援に関する事項をつかさどる。
- 6 附属図書館長は、学長の指揮を受け、附属図書館に関する事項をつかさどる。
- 7 教育開発センター長は、学長の指揮を受け、教育開発センターに関する事項をつかさどる。
- 8 研究開発推進センター長は、学長の指揮を受け、研究開発推進センターに関する事項をつかさどる。
- 9 事務局長は、学長の指揮を受け、事務局に関する事項をつかさどる。

（教育職員と事務職員等の連携及び協働）

第55条の2 本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員等と

の適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

- 2 前項に定める教職協働の組織の一として、本学にアドミッション・オフィスを置く。アドミッション・オフィスに関する必要な事項は別に定める。

第10章 教学運営会議

（教学運営会議）

第56条 本学に、教学運営会議を置く。

- 2 教学運営会議は、学長、各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、事務局長及び学長が指名するものをもって組織する。
- 3 教学運営会議は、全学的な教学の方針に関する企画・立案及び執行方法について、検討する。
- 4 教学運営会議については、皇學館大学教学運営会議規程に定める。

第11章 教授会

（教授会）

第57条 各学部、各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部に属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、全学教授会での審議事項を除く当該学部固有の事項の審議にあたる。
- 4 教授会については、各学部教授会規程に定める。

（全学教授会）

第57条の2 本学に、全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 全学教授会は、各学部等の運営及び大学の教育に関する重要事項の審議にあたる。
- 4 全学教授会については、皇學館大学全学教授会規程に定める。

第12章 委託生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

（委託生）

第58条 公共団体その他の機関から、本学の学部又は研究開発推進センターの特定の研究分野について研究指導の委託の願い出があるときは、選考のうえ、委託生として研究することを許可することがある。

- 2 委託生に関する必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第59条 本学の学部又は研究開発推進センターにおいて、特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、選考のうえ、研究生として研究することを許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第60条 本学の特定科目について履修を希望する者があるときは、学生の授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修することを許可することがある。ただし、本学卒業生にあっては、選考のための検定を要しない。

- 2 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第61条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附属図書館

（附属図書館）

第62条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第63条 （削 除）

第14章 教育開発センター

（教育開発センター）

第63条の2 本学に、教育開発センターを置く。

- 2 教育開発センターに関する必要な事項は、別に定める。

第15章 研究開発推進センター

（研究開発推進センター）

第63条の3 本学に、研究開発推進センターを置く。

- 2 研究開発推進センターは次に掲げる附置研究機関等及びプロジェクト研究部門の運営を担う。

- (1) 神道研究所
- (2) 史料編纂所
- (3) 佐川記念神道博物館
- (4) プロジェクト研究部門

- 3 研究開発推進センターに関する必要な事項は、別に定める。

第64条 （削 除）

第65条 （削 除）

第66条 （削 除）

第16章 学生寮

（学生寮）

第67条 本学に、学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 厚生保健

（施 設）

第68条 本学に、厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。

- 2 学生は、本学の施設を利用しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

（健康管理）

第69条 学生は、毎年本学所定の身体検査を受けなければならない。

- 2 学部長は、所属学生の保健を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することがある。

第18章 公開講座

（公開講座）

第70条 本学の教育・研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

- 2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第45条第2項の規定は、平成9年10月1日から適用する。
- 本則第4条の規定にかかわらず、平成11年度までの文学部の入学定員は、神道学科50人、国文学科100人、国史学科100人、教育学科110人及び収容定員は、神道学科200人、国文学科400人、国史学科400人、教育学科440人とし、平成12年度から平成14年度までの収容定員は、次表のとおりとする。

年 度	神道学科	国文学科	国史学科	教育学科
平成12年度	190人	380人	380人	430人
平成13年度	180人	360人	360人	420人
平成14年度	170人	340人	340人	410人

- 皇学館大学学則（昭和37年4月1日）は、廃止する。ただし、平成10年3月31日以前の入学者については、なお廃止前の学則を適用する。
- 平成10年3月31日現在本学の聴講生である者が、引き続き特定科目について聴講を希望する場合は、なお廃止前の学則第45条に規定する聴講生として聴講することを許可する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成11年5月29日から施行する。ただし、第11条、第14条第1項、第17条、第21条第1項、第29条、第32条、第48条第2項及び第49条の規定並びに第14条第3項及び第21条第1項の定めによる別表の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 前項の規定にかかわらず、第14条第1項、第17条及び第21条第1項の規定並びに第14条第3項及び第21条第1項の定めによる別表の規定については、平成11年度以前入学者には、なお従前の規定を適用するものとし、編入学生及び転入学生にあっては、同年次に適用する規定によるものとする。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 本則第4条及び附則（平成10年4月1日施行）第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までの収容定員は、次表のとおりとする。

年 度	神道学科	国文学科	国史学科	教育学科
平成12年度	220人	370人	380人	410人
平成13年度	240人	340人	360人	380人
平成14年度	260人	310人	340人	350人

附 則

この学則は、平成12年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 本則第3条の規定にかかわらず、平成19年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 本則第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 本則第30条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

3 文学部教育学科は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 本則第21条の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

3 社会福祉学部社会福祉学科は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、本則別表1-(1)から別表3-(1)の規定については、平成26年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条の2、第14条、第16条、第20条の6、第20条の8及び第21条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本則第14条及び第21条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本則第14条及び第21条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本則第3条の2、第14条及び第21条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表１－(1)（第14条第４項・第21条第１項、第２項及び第３項関係）
文学部・教育学部・現代日本社会学部 共通科目

		授 業 科 目	単 位	備 考
建学の精神	必修	皇 学 入 門	2	
		伊 勢 志 摩 共 生 学	2	
総合基礎	必修	初 年 次 ゼ ミ	2	
		日 本 語 表 現	2	
	選択	情 報 処 理 I （ 基 礎 ） 情 報 処 理 II （ 応 用 ）	1 1	} コミュニケーション学科必修
数理・データサイエンス	必修	デ ー タ サ イ エ ン ス 入 門	2	
	選択	数 学 基 礎	2	
		プログラミング・アルゴリズム基礎	2	
		データサイエンス・データエンジニアリング基礎	2	
		A I 基 礎	2	
地域志向科目	選択	伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅰ	2	
		伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅱ	2	
		伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅲ	2	
		伊勢志摩定住自立圏共生学Ⅳ	2	
	択	伊 勢 志 摩 共 生 学 演 習 I	2	
		伊 勢 志 摩 共 生 学 演 習 II	2	
		伊 勢 志 摩 共 生 学 実 習 A	1	
		伊 勢 志 摩 共 生 学 実 習 B	1	
人生と仕事	選択	人 生 と 仕 事 I	1	
		人 生 と 仕 事 II	2	
		グローバル化と地域の経済社会	2	
	択	キャリア形成（就業体験）	1	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ	1	
		ボ ラ ン テ ィ ア	1	
職業人実務基礎	選択	ビジネス会計学（基礎編）	2	
		ビジネス会計学（応用編）Ⅰ	2	
		ビジネス会計学（応用編）Ⅱ	2	
		ビジネス法律学（基礎編）	2	
	択	ビジネス法律学（応用編）Ⅰ	2	
		ビジネス法律学（応用編）Ⅱ	2	
		ビジネス金融論・税務知識Ⅰ	2	
		ビジネス金融論・税務知識Ⅱ	2	

職業人実務基礎	選 択	ビジネス情報学Ⅰ	2	
		ビジネス情報学Ⅱ	2	
		キャリア形成のための数学基礎Ⅰ	2	
		キャリア形成のための数学基礎Ⅱ	2	
外国語	選 択	英語表現Ⅰ	1	
		英語表現Ⅱ	1	
		英語表現Ⅲ	1	
		英語表現Ⅳ	1	
		英語表現Ⅴ	1	
		英語表現Ⅵ	1	
		TOEIC演習Ⅰ	1	
		TOEIC演習Ⅱ	1	
		TOEIC演習Ⅲ	1	
		TOEIC演習Ⅳ	1	
		TOEIC演習Ⅴ	1	
		TOEIC演習Ⅵ	1	
		ポルトガル語Ⅰ	1	
		ポルトガル語Ⅱ	1	
		中国語初級Ⅰ	1	
		中国語初級Ⅱ	1	
		中国語中級Ⅰ	1	
		中国語中級Ⅱ	1	
		外国語Ⅰ	2	
		外国語Ⅱ	2	
教養	選 択	法学（日本国憲法）	2	
		生物学	2	
		化学	2	
		物理	2	
		自然地理	2	
		書道Ⅰ	1	
		書道Ⅱ	1	
		茶道（裏千家）	2	
		雅楽入門	2	
体育	選 択	スポーツⅠ	1	
		スポーツⅡ	1	
		武道Ⅰ	1	
		武道Ⅱ	1	
		アダプテッドスポーツⅠ	1	
		アダプテッドスポーツⅡ	1	

別表 1 - (2)（第14条第4項・第21条第1項関係）

文学部 神道学科専門科目

授 業 科 目					単 位	備 考
必修	古 典 講 読 I A （ 古 事 記 ）				2	
	古 典 講 読 I B （ 古 事 記 ）				2	
	神 道 史 I				2	
	神 道 史 II				2	
	宗 教 学 概 論 I				2	
	宗 教 学 概 論 II				2	
選択 必修	神 道 概 論 I				2	20単位以上
	神 道 概 論 II				2	
	祭 祀 概 論 I				2	
	祭 祀 概 論 II				2	
	神 道 神 学 I				2	
	神 道 神 学 II				2	
	皇 室 概 説				2	
	神 道 文 献				2	
	神 社 概 説				2	
	神 道 思 想 史				2	
	近 代 神 道 史				2	
	現 代 神 道 論				2	
	神 宮 史 I				2	
	神 宮 史 II				2	
	宗 教 学 講 義 I				2	
	宗 教 学 講 義 II				2	
	日 本 宗 教 史				2	
	日 本 民 俗 論				2	
	古 典 講 読 II A （ 日 本 書 紀 ）				2	4 単位以上
	古 典 講 読 II B （ 日 本 書 紀 ）				2	
	古 典 講 読 III A （ 延 喜 式 祝 詞 ）				2	
	古 典 講 読 III B （ 延 喜 式 祝 詞 ）				2	
選択 択	有 職 故 実				2	
	神 社 祭 式 入 門				2	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 I A				1	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 I B				1	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 II A				2	
	祭 式 及 び 同 行 事 作 法 II B				2	

選 択	祭式及び同行事作法Ⅲ A	1	
	祭式及び同行事作法Ⅲ B	1	
	祝詞作文Ⅰ	2	
	祝詞作文Ⅱ	2	
	神道教化概論Ⅰ	2	
	神道教化概論Ⅱ	2	
	神社関係法規Ⅰ	2	
	神社関係法規Ⅱ	2	
	S h i n t o E n g l i s h	2	
	世界宗教史Ⅰ	2	
	世界宗教史Ⅱ	2	
	仏教概説	2	
	神道基礎Ⅰ（神社検定）	1	
	神道基礎Ⅱ（宗教文化士）	1	
必 修	神道学基礎演習Ⅰ	1	
	神道学基礎演習Ⅱ	1	
	神道学演習Ⅰ	2	
	神道学演習Ⅱ	2	
	神道学演習Ⅲ	2	
	神道学演習Ⅳ	2	
	卒業論文	4	
卒業に必要な所属学科専門科目 62 単位以上には、必修 26 単位、選択必修より 24 単位以上を含む。			

別表 1 - (3)（第14条第 4 項・第21条第 1 項関係）

文学部 国文学科専門科目

授 業 科 目							単 位	備 考
必修	国 文 学 概 論	I					2	
	国 文 学 概 論	II					2	
	国 語 学 概 論	I					2	
	漢 文 学 概 論	I					2	
	国 文 学 史 概 説	I					2	
	国 文 学 史 概 説	II					2	
選択 必 修	国 語 学 概 論	II					2	8 単位以上
	漢 文 学 概 論	II					2	
	古 典 文 学 講 義	I	A				2	
	古 典 文 学 講 義	I	B				2	
	古 典 文 学 講 義	I	C				2	
	古 典 文 学 講 義	I	D				2	
	近 代 文 学 講 義	I	A				2	
	近 代 文 学 講 義	I	B				2	
	国 語 史 概 説	I					2	
	古 典 文 学 講 義	II	A				2	
	古 典 文 学 講 義	II	B				2	
	古 典 文 学 講 義	II	C				2	
	古 典 文 学 講 義	II	D				2	
	近 代 文 学 講 義	II	A				2	
	近 代 文 学 講 義	II	B				2	
	国 語 史 概 説	II					2	
	古 典 文 学 講 読	I	A				2	12 単位以上
	古 典 文 学 講 読	I	B				2	
	古 典 文 学 講 読	I	C				2	
	古 典 文 学 講 読	I	D				2	
	近 代 文 学 講 読	I					2	
	国 語 学 講 読	I					2	
	古 典 文 学 講 読	II	A				2	
	古 典 文 学 講 読	II	B				2	
	古 典 文 学 講 読	II	C				2	
	古 典 文 学 講 読	II	D				2	
	近 代 文 学 講 読	II					2	
	国 語 学 講 読	II					2	
	漢 文 学 講 読	I					2	
	漢 文 学 講 読	II					2	
	図 書 館 学 講 読						2	

選 択	日 本 語 教 授 法	2	
	社 会 言 語 学	2	
	図 書 館 概 論	2	
	図 書 館 情 報 資 源 概 論	2	
	情 報 資 源 組 織 論	2	
	書 物 と 図 書 館 の 文 化 史	2	
	子 ど も の 本 と 児 童 サービス	2	
	読 書 と 豊 か な 人 間 性	2	
	芸 能 論 I	2	
	芸 能 論 II	2	
	日 本 文 化 史 I	2	
	日 本 文 化 史 II	2	
	世 界 宗 教 史 I	2	
	世 界 宗 教 史 II	2	
	日 本 宗 教 史	2	
	書 論 ・ 鑑 賞	2	
	書 I （ 漢 字 書 法 ）	1	
	書 II （ 漢 字 書 法 ）	1	
	書 III （ 金 石 書 法 ）	1	
	書 IV （ 金 石 書 法 ）	1	
	書 V （ 仮 名 書 法 ）	1	
	書 VI （ 仮 名 書 法 ）	1	
	書 VII （ 作 品 制 作 ）	1	
	書 VIII （ 作 品 制 作 ）	1	
必修	卒 業 論 文	4	
卒業に必要な所属学科専門科目 62 単位以上には、必修 16 単位、選択必修より 28 単位以上を含む。			

別表 1 - (4)（第14条第 4 項・第21条第 1 項関係）

文学部 国史学科専門科目

授 業 科 目						単 位	備 考
必修	国 史 概 説 A					2	
	国 史 概 説 B					2	
	国 史 概 説 C					2	
	国 史 概 説 D					2	
	史 学 概 論					2	
	国 史 学 演 習 I					2	
	国 史 学 演 習 II					2	

必修	国史学特殊演習Ⅰ	2	
	国史学特殊演習Ⅱ	2	
選択必修	国史学特講AⅠ	2	8 単位以上
	国史学特講AⅡ	2	
	国史学特講BⅠ	2	
	国史学特講BⅡ	2	
	国史学特講CⅠ	2	
	国史学特講CⅡ	2	
	国史学特講DⅠ	2	
	国史学特講DⅡ	2	
	外国史特講	2	2 単位以上
	基礎史料講読Ⅰ	2	
	基礎史料講読Ⅱ	2	8 単位以上
	史料講読AⅠ	2	
	史料講読AⅡ	2	
	史料講読BⅠ	2	
	史料講読BⅡ	2	
	史料講読CⅠ	2	
	史料講読CⅡ	2	
	史料講読DⅠ	2	4 単位以上
	史料講読DⅡ	2	
	史料講読EⅠ	2	
	史料講読EⅡ	2	
	東洋史概説Ⅰ	2	4 単位以上
	東洋史概説Ⅱ	2	
	西洋史概説Ⅰ	2	
	西洋史概説Ⅱ	2	
選択	漢文基礎	2	
	日本史学史	2	
	古文書学Ⅰ	2	
	古文書学Ⅱ	2	
	考古学Ⅰ	2	
	考古学Ⅱ	2	
	美術史Ⅰ	2	
	美術史Ⅱ	2	
	教育史	2	
	東洋思想史	2	

卒業に必要な所属学科専門科目 62 単位以上には、必修 22 単位、選択必修より 22 単位以上を含む。

別表 1－(5)（第14条第4項・第21条第1項関係）

文学部 コミュニケーション学科専門科目

		授 業 科 目	単 位	備 考
必	学科共通	英 語 学 概 論 I	2	
		心 理 学 概 論 I	2	
		情 報 科 学 概 論 I	2	
修	演 習	基 礎 演 習	2	
		専 門 演 習 I	2	
		専 門 演 習 II	2	
		専 門 演 習 III	2	
		専 門 演 習 IV	2	
選 択 必 修	学科共通	英 語 学 概 論 II	2	} 2 単位以上
		心 理 学 概 論 II	2	
		情 報 科 学 概 論 II	2	
選 択	学 科 共 通	日 本 語 コミュニケーション概論 I	2	
		日 本 語 コミュニケーション概論 II	2	
		表 現 演 習 I	2	
		表 現 演 習 II	2	
		社 会 言 語 学	2	
		異文化間コミュニケーション I	2	
		異文化間コミュニケーション II	2	
		海 外 事 情 I	2	
		海 外 事 情 II	2	
		日 本 文 化 史 I	2	
		日 本 文 化 史 II	2	
		人 文 地 理 学 I	2	
		人 文 地 理 学 II	2	
		地 誌 学	2	
	英 語	英 文 法 I	2	
		英 文 法 II	2	
		リーディング・ライティング基礎 I	2	
		リーディング・ライティング基礎 II	2	
		リーディング・ライティングスキル I	2	
		リーディング・ライティングスキル II	2	
		英 文 学 概 論 I	2	
		英 文 学 概 論 II	2	
		英 文 学 講 読 I	2	
		英 文 学 講 読 II	2	
		英 語 音 声 学 I	2	
		英 語 音 声 学 II	2	

選	英 語	プラクティカル・イングリッシュⅠ	2	
		プラクティカル・イングリッシュⅡ	2	
		英 会 話 中 級	2	
		英 会 話 上 級	2	
		B u s i n e s s E n g l i s h Ⅰ	2	
		B u s i n e s s E n g l i s h Ⅱ	2	
		G l o b a l J a p a n	2	
		T o u r i s m E n g l i s h	2	
		Japanese Culture and History	2	
		S h i n t o E n g l i s h	2	
		時 事 英 語	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅰ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅱ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅲ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅳ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅴ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅵ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅶ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅷ	2	
		S t u d y A b r o a d Ⅸ	2	
択	心 理 学	公 認 心 理 師 の 職 責	2	
		臨 床 心 理 学 概 論	2	
		心 理 学 研 究 法	2	
		心 理 学 統 計 法	2	
		心 理 学 講 読 演 習	2	
		心 理 学 実 験 Ⅰ	2	
		心 理 学 実 験 Ⅱ	2	
		知 覚 ・ 認 知 心 理 学	2	
		学 習 ・ 言 語 心 理 学	2	
		感 情 ・ 人 格 心 理 学	2	
		神 経 ・ 生 理 心 理 学	2	
		社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学	2	
		発 達 心 理 学	2	
		障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学	2	
		心 理 的 ア セ ス メ ン ト	2	
		心 理 学 的 支 援 法	2	
		健 康 ・ 医 療 心 理 学	2	
		福 祉 心 理 学	2	
		教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	
		司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	2	

選		産 業 ・ 組 織 心 理 学	2	
		人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病	2	
		精 神 疾 患 と そ の 治 療	2	
		関 係 行 政 論	2	
		心 理 演 習	2	
		心 理 実 習	2	
択	情 報	プ ロ グ ラ ミ ン グ I	2	
		プ ロ グ ラ ミ ン グ II	2	
		プ ロ グ ラ ミ ン グ III	2	
		W e b デ ザ イ ン	2	
		情 報 数 学	2	
		ア ル ゴ リ ズ ム と デ ー タ 構 造 演 習	2	
		デ ー タ 加 工	2	
		デ ー タ 収 集	2	
		デ ー タ 分 析	2	
		デ ー タ 表 現	2	
		デ ー タ サ イ エ ン ス 演 習	2	
必修		卒 業 研 究	4	
卒業に必要な所属学科専門科目62単位以上には、必修20単位、選択必修より2単位以上を含む。				

別表2-(1) (第14条第4項・第21条第2項関係)

教育学部 教育学科専門科目

授 業 科 目			単 位	備 考
基 礎	必	教 育 学 概 論	2	
		教 育 哲 学	2	
		教 育 史	2	
	修	教 育 社 会 学	2	
		教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	
		特 別 支 援 教 育 の 基 礎	2	
		応 用	理 論 ・ 総 論	
教育方法論（ICTの活用を含む）	2			
教 育 課 程 論	2			
道 徳 の 理 論 及 び 指 導 法	2			
生 涯 学 習 論	2			
病 弱 児 教 育 方 法	2			
特 別 支 援 教 育 課 程 論	2			
特 別 支 援 教 育 総 論	2			
障 害 児 療 育 論	2			
内 容 理 解	保 育 内 容 総 論		1	
	保 育 指 導 の 方 法		2	
	運 動 学 （ 運 動 方 法 学 ）		2	
	児 童 国 語		2	
	児 童 社 会		2	
	児 童 算 数		2	
	児 童 理 科		2	
	児 童 生 活		2	
	児 童 音 楽		2	
	児 童 造 形		2	
児 童 家 庭	2			
児 童 体 育	2			
児 童 英 語	2			
幼 児 と 健 康	2			
幼 児 と 人 間 関 係	2			
幼 児 と 環 境	2			
幼 児 と 言 葉	2			
幼 児 と 表 現 （ 身 体 ）	2			
幼 児 と 表 現 （ 造 形 ）	2			
幼 児 と 表 現 （ 音 楽 ）	2			

応用	指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	
		特別活動の指導法	1	
		国語科教育法	2	
		社会科教育法	2	
		算数科教育法	2	
		理科教育法	2	
		生活科教育法	2	
		音楽科教育法	2	
		図画工作科教育法	2	
		家庭科教育法	2	
	法	体育科教育法	2	
		英語科教育法	2	
		言葉（指導法）	2	
		身体表現（指導法）	2	
		造形表現（指導法）	2	
		音楽表現（指導法）	2	
		健康（指導法）	2	
		人間関係（指導法）	2	
		環境（指導法）	2	
		保健体育科教育法Ⅰ	2	
実践演習	教職実践演習（初等）	2		
	教職実践演習（中等）	2		

展開	人文・社会	教育法規	2	
		教育の社会と制度	2	
		体育史	2	
		体育原理	2	
		体育原理	2	
		体育社会学	2	
		体育経営管理学	2	
		教育相談	2	
		生徒・進路指導の理論及び方法	2	

展

展	子ども支援	児 童 文 化 論	2	
		社 会 福 祉	2	
		社 会 的 養 護 I	2	
		社 会 的 養 護 II	1	
		子 ど も 家 庭 福 祉	2	
		子 育 て 支 援	1	
		子 ど も 家 庭 支 援 論	2	
		乳 児 保 育 I	2	
		乳 児 保 育 II	1	
		障 害 児 保 育	2	
開	ス ポ ー ツ	障 害 者 ス ポ ー ツ 論	2	
		体 育 実 技 （ 陸 上 ）	2	
		体育実技（器械運動・体づくり運動）	2	
		体 育 実 技 （ 球 技 ）	2	
		体 育 実 技 （ 水 泳 ）	1	
		体 育 実 技 （ 柔 道 ）	2	
		体育実技（ダンス・舞踊）	2	
		体 育 実 技 （ 野 外 活 動 ）	1	
		ス ポ ー ツ 健 康 科 学 演 習	2	
実 <				

演 習	必 修	教 育 研 究 演 習 Ⅲ	2	
		教 育 研 究 演 習 Ⅳ	2	
		卒 業 研 究	4	
卒業に必要な所属学科専門科目80単位以上には、基礎科目必修12単位、演習科目必修18単位を含む。				

別表3-(1)（第14条第4項・第21条第3項関係）

現代日本社会学部 現代日本社会学科専門科目

授 業 科 目			単 位	備 考
基礎科目	必修	現代日本社会総論	2	
		リーダーシップ・セミナー	2	
基 幹 科 目	経営革新	選択必修	現代憲法論	2
			経営学概論	2
			マネジメント論	2
			日本国家論	2
			スポーツキャリア論	2
			日本文化論	2
	地域創生	選択必修	現代社会論	2
			地域社会論	2
			社会学概論	2
			地域再生論	2
	福祉展開	選択必修	社会福祉の原理と政策	4
			ソーシャルワークの基盤と専門職	2
展 開 科 目	選択	択	法律学概論	2
			スポーツ革新論	2
			地域スポーツ論	2
			スポーツ指導論	2
			日本外交論	2
			マーケティング論	2
			イノベーション論	2
			安全保障論	2
			現代日本政治論	2
			日本芸能論	2
			日本礼法論	2
			映像発信論Ⅰ	2
			映像発信論Ⅱ	2
			伊勢志摩発信英語	2
			海外インターンシップ英語	2
			日本文化発信英語	2
			伊勢志摩食材論	2
			日本料理発信論	2
			S B P 概説	2

展 開 科 目	選	社 会 情 報 学	2
		社 会 調 査 法	2
		社 会 情 報 分 析	2
		産 業 社 会 学	2
		家 族 社 会 学	2
		社会統計学Ⅰ（基礎統計）	2
		社会統計学Ⅱ（多変量解析）	2
		質 的 調 査 論	2
		公 共 政 策 論	2
		心 理 学 と 心 理 的 支 援	2
	択	社 会 福 祉 調 査 の 基 礎	2
		ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2
		ソーシャルワークの理論と方法	4
		ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	4
		医 学 概 論	2
		社 会 保 障	4
		児 童 ・ 家 庭 福 祉	2
		障 害 者 福 祉	2
		貧 困 に 対 す る 支 援	2
		高 齢 者 福 祉	2
		地域福祉と包括的支援体制	4
		保 健 医 療 と 福 祉	2
		作 物 栽 培 学 講 義	2
		経 営 倫 理 論	2
		観 光 論	2
		サ ブ カ ル チ ャ ー 論	2
		伝 統 音 楽 論	2
		情報リテラシーと経済安全保障	2
		権 利 擁 護 を 支 え る 法 制 度	2
		福祉サービスの組織と経営	2
		刑 事 司 法 と 福 祉	2
		精 神 保 健 福 祉 制 度 論	2
		精 神 保 健 福 祉 の 原 理 Ⅰ	2
精 神 保 健 福 祉 の 原 理 Ⅱ	2		
精 神 医 学 と 精 神 医 療 Ⅰ	2		
精 神 医 学 と 精 神 医 療 Ⅱ	2		
現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2		

展

実 習 科 目	選	社 会 情 報 実 習 II	1	
		ソーシャルワーク実習指導 I	1	
		ソーシャルワーク実習指導 II	2	
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 I	1	
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 II	4	
		ソーシャルワーク実習指導 III	1	
		ソーシャルワーク実習指導 IV	1	
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 III	4	
		ソーシャルワーク実習指導 V	1	
		礼 法 I	1	
	択	礼 法 II	1	
		礼 法 III	1	
		礼 法 IV	1	
		能 I	1	
		能 II	1	
		茶 道 I	1	
		茶 道 II	1	
		茶 道 III	1	
		茶 道 IV	1	
		茶 道 V	1	
		茶 道 VI	1	
演 習 科 目	必 修	現 代 日 本 演 習 I	2	
		現 代 日 本 演 習 II	2	
		現 代 日 本 演 習 III	2	
		現 代 日 本 演 習 IV	2	
		現 代 日 本 演 習 V	2	
		現 代 日 本 演 習 VI	2	
		卒 業 研 究	4	
	選 択	総 合 福 祉 演 習 I	1	
		総 合 福 祉 演 習 II	1	
		ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習	1	
		ソーシャルワーク演習（専門） I	2	
		ソーシャルワーク演習（専門） II	2	
		ソーシャルワーク演習（専門） III	1	
		ソーシャルワーク演習（専門） IV	1	
		ソーシャルワーク演習（専門） V	1	

卒業に必要な所属学科専門科目 70 単位以上には、基礎科目必修 4 単位、基幹科目各コースから 2 単位以上を含めて 8 単位以上、演習科目必修 16 単位を含む。

別表4-(1)（第14条第4項関係）

教職に関する独自科目

文学部・教育学部

授 業 科 目		単 位	備 考
必修	教 育 学 概 論	2	
	教 職 論	2	
	教 育 の 社 会 と 制 度	2	
	教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	
	特別支援教育の基礎（中等）	2	
	教 育 課 程 論 （ 中 等 ）	2	
	国 語 科 教 育 法 I	2	
	国 語 科 教 育 法 II	2	
	国 語 科 教 育 法 III	2	
	国 語 科 教 育 法 IV	2	
	書 道 科 教 育 法 I	2	
	書 道 科 教 育 法 II	2	
	社会科・地理歴史科教育法 I	2	
	社会科・地理歴史科教育法 II	2	
	社会科・公民科教育法 I	2	
	社会科・公民科教育法 II	2	
	宗 教 科 教 育 法 I	2	
	宗 教 科 教 育 法 II	2	
	宗 教 科 教 育 法 III	2	
	宗 教 科 教 育 法 IV	2	
	英 語 科 教 育 法 I	2	
	英 語 科 教 育 法 II	2	
	英 語 科 教 育 法 III	2	
	英 語 科 教 育 法 IV	2	
	保 健 体 育 科 教 育 法 I	2	
	保 健 体 育 科 教 育 法 II	2	
	保 健 体 育 科 教 育 法 III	2	
	保 健 体 育 科 教 育 法 IV	2	
	数 学 科 教 育 法 I	2	
	数 学 科 教 育 法 II	2	
	数 学 科 教 育 法 III	2	
	数 学 科 教 育 法 IV	2	
	道徳の理論及び指導法（中等）	2	
	総合的な学習の時間の指導法（中等）	1	

必修	特別活動の指導法（中等）	1	
	中等教育方法論（ICTの活用を含む）	2	
	生徒・進路指導の理論及び方法	2	
	教育相談（中等）	2	
	教育実習事前事後指導（中等）	1	
	教育実習Ⅰ	4	
	教育実習Ⅱ	2	
	教職実践演習（中等）	2	
	介護等体験実習	1	

別表4-(2)（第14条第4項関係）（削除）

別表4-(3)（第14条第4項関係）

神職に関する科目

文学部（神道学科・国文学科・国史学科適用）

授業科目		単位	備考
必修	神道概論Ⅰ	2	
	神道概論Ⅱ	2	
	神道史Ⅰ	2	
	神道史Ⅱ	2	
	神道神学Ⅰ	2	
	神道神学Ⅱ	2	
	古典講読ⅠA（古事記）	2	
	古典講読ⅠB（古事記）	2	
	古典講読ⅡA（日本書紀）	2	
	古典講読ⅡB（日本書紀）	2	
	古典講読ⅢA（延喜式祝詞）	2	
	古典講読ⅢB（延喜式祝詞）	2	
	祭祀概論Ⅰ	2	
	祭祀概論Ⅱ	2	
	祭式及び同行事作法ⅠA	1	
	祭式及び同行事作法ⅠB	1	
	祭式及び同行事作法ⅡA	2	
	祭式及び同行事作法ⅡB	2	
	祭式及び同行事作法ⅢA	1	
	祭式及び同行事作法ⅢB	1	
	祝詞作文Ⅰ	2	
	祝詞作文Ⅱ	2	

必修	神 道 教 化 概 論 I	2	
	神 道 教 化 概 論 II	2	
	神 社 関 係 法 規 I	2	
	神 社 関 係 法 規 II	2	
	書 道 I	1	
	書 道 II	1	
	宗 教 学 概 論 I	2	
	宗 教 学 概 論 II	2	
	有 職 故 実	2	
	神 務 実 習（基礎実習）	1	
	神 務 実 習（指定実習Ⅰ）	1	
	神 務 実 習（指定実習Ⅱ）	1	
	神 務 実 習（指定実習Ⅲ）	1	
選択必修	神 社 祭 式 入 門	2	2 単位以上修得
	S h i n t o E n g l i s h	2	
	情 報 処 理 I（基礎）	1	
	情 報 処 理 II（応用）	1	
	雅 楽 I	1	
	雅 楽 II	1	10単位以上修得
	世 界 宗 教 史 I	2	
	世 界 宗 教 史 II	2	
	神 社 概 説	2	
	神 道 文 献	2	
	神 道 思 想 史	2	
	近 代 神 道 史	2	
	現 代 神 道 論	2	
	神 宮 史 I	2	
	神 宮 史 II	2	
	皇 室 概 説	2	
	日 本 宗 教 史	2	
	仏 教 概 説	2	
選択	神 務 実 習（中央・神宮）	1	
必修科目60単位、選択必修科目12単位以上修得。			

別表４－(4)（第14条第４項関係）

図書館司書に関する科目

授 業 科 目		単 位	備 考
必修科目	生涯学習論	2	
	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	子どもの本と児童サービス	2	
	情報サービス演習Ⅰ	2	
	情報サービス演習Ⅱ	2	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習Ⅰ	2	
	情報資源組織演習Ⅱ	2	
選択科目	書物と図書館の文化史	2	
	図書館施設論	2	

必修科目26単位、選択科目２科目４単位以上修得。

別表４－(5)（第14条第４項関係）

学校図書館司書教諭に関する科目

授 業 科 目		単 位	備 考
必修	学校経営と学校図書館	2	
	学校図書館メディアの構成	2	
	読書と豊かな人間性	2	
	学習指導と学校図書館	2	
	情報メディアの活用	2	

別表 4 - (6) (第14条第 4 項関係)
博物館学芸員に関する科目

授 業 科 目					単 位	備 考
必修科目	生涯学習論	2				
	博物館概論	2				
	博物館経営論	2				
	博物館資料論	2				
	博物館資料保存論	2				
	博物館展示論	2				
	博物館教育論	2				
	博物館情報・メディア論	2				
	博物館実習Ⅰ	2				
	博物館実習Ⅱ	1				
選択必修	美術史Ⅰ	2	美術史Ⅰ・Ⅱまたは 考古学Ⅰ・Ⅱまたは 古文書学Ⅰ・Ⅱより 4単位必修			
	美術史Ⅱ	2				
	考古学Ⅰ	2				
	考古学Ⅱ	2				
	古文書学Ⅰ	2				
	古文書学Ⅱ	2				

必修科目19単位、選択科目 4 単位以上修得。

○皇學館大学学位規程

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに皇學館大学大学院学則第13条第4項及び皇學館大学学則第31条第3項の規定により、皇學館大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法その他学位に関する必要な事項を定める。

（学位の種類及び名称）

第2条 本学が授与する学位は、博士（文学）、修士（文学）、修士（教育学）、学士（文学）、学士（教育学）及び学士（現代日本社会学）とする。

2 学位の名称を用いるときは、本学名を付するものとする。

第2章 博士の学位

（博 士）

第3条 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

（博士の学位授与）

第4条 次の各号の一に該当する者に、博士の学位を授与する。

- (1) 甲 皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の博士後期課程在学中に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士後期課程の修了を認められた者
- (2) 乙 本大学院の博士後期課程を満期退学後に学位申請をし、博士論文の審査に合格した者
学位を申請して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格して大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

（学位請求論文の提出）

第5条 前条第1号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨1部及び電子データ（学位請求論文及び論文要旨）を添え、学長に提出するものとする。

2 前条第2号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨、履歴書、研究業績一覧、論文目録各1部及び電子データ（学位請求論文及び論文要旨）を添え、学長に提出するものとする。ただし、学位請求論文全文の電子データを提出できないやむを得ない事情がある場合は、論文要旨の電子データを提出するものとする。

3 学位請求論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文又は資料を添付することができる。

（学位請求論文の受理）

第6条 学長が学位請求論文の提出を受けた際には、次の手続きを経て、原則として2月以内に学位請求論文受理の可否を決定する。

- (1) 学長は、学位請求論文の提出後直ちに、大学院委員会に対し、第4条第1号による申請者については学位請求論文受理の可否についての決定を、第4条第2号による申請者については予備審査を付託する。
 - (2) 大学院委員会は、学位請求論文の予備審査を付託されたときは、直ちに予備審査委員を2名選定し、学位請求論文受理の可否についての審査を委嘱する。
 - (3) 予備審査委員は、審査を行い、その見解を文書にて、大学院委員会に報告しなければならない。
 - (4) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位請求論文受理の可否を議決するものとする。
- 2 学長は、大学院委員会の議決により、学位請求論文の受理を決定し、その審査を大学院委員会に付託する。
- 3 学位を受けようとする者は、提出した学位請求論文の受理が決定された場合、別表に定める学位請

求論文審査手数料（以下「論文審査料」という。）を納付しなければならない。

4 提出した学位請求論文及び論文審査料は、前2項による受理決定後は、返付しない。

（学位請求論文審査より合否議決にいたる手続）

第7条 大学院委員会は、学位請求論文の受理後、次の手続を経て、原則として10月以内に、合否の議決をしなければならない。

(1) 大学院委員会は、論文審査を付託されたときは、直ちに主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。ただし、大学院委員会が認めた場合は、必要に応じて副査を3名以上とすることができる。

(2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、最終試験を行う。

(3) 最終試験は、

甲については、第4条の規定に該当することを、最終的に総合判断するため、口頭又は筆答により行う。

乙については、甲に属する者と同等以上の学力を有することを、その論文に関する専攻分野の科目及び外国語について確認し、あわせて、第4条の規定に該当することを総合判定するため、口頭又は筆答により行う。ただし、大学院委員会において特に認めたときは、科目の一部又は全部を免除することができる。

(4) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときに、直ちに、論文の要旨・論文審査の結果要旨・最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。

(5) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

（学位の授与）

第8条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、博士の学位授与を決定し、学位記を授与する。

（論文要旨等の公表）

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本大学院の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 公表にあたっては、その論文に「皇學館大学学位論文」と明記しなければならない。

（学位授与の報告）

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第3章 修士の学位

（修 士）

第12条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第13条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

（修士論文の提出）

第14条 修士論文（大学院学則第11条第3項に規定する特定の課題に関する研究レポートを含む）は、博士前期課程又は修士課程第2年次以降において、論文題目を提出して登録を受け、中間報告を提出したうえで提出する。それぞれの提出期日は大学院委員会で定める。

（修士論文の受理）

第15条 提出された論文は、学長が受理し、その審査を大学院委員会に付託する。

（審査より合否議決にいたる手続）

第16条 大学院委員会は、論文審査が付託されてからすみやかに、次の手続を経て合否の議決をしなければならない。

- (1) 論文審査を付託されたときは、直ちに主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、提出論文に関する最終試験を口頭又は筆答により行う。
- (3) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、直ちに、論文の要旨、最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

（学位の授与）

第17条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位授与を決定し、学位記を授与する。

第4章 学士の学位

（学士の学位授与の要件）

第18条 学士の学位は、本学学則に規定する所定の課程を修めた者に授与する。

第5章 共通規定

（学位授与の取消）

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の行為により学位の授与を受けた事実が判明したときは、博士及び修士については大学院委員会の議を経て、学士については全学教授会の議を経て、学長は、学位授与を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

（議決の要件）

第20条 前条の議決をするには、博士及び修士の学位にあっては大学院委員会において、学士の学位にあっては全学教授会において、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（学位記その他書類等の様式）

第21条 学位記その他書類等の様式は、別表による。

（規程の改廃）

第22条 この規程の改廃は、全学教授会及び大学院委員会が行う。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第9条及び第10条の規定については、平成25年4月1日以降の博士の学位授与者に対し適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月17日から施行する。

別表（第6条第3項関係）

学位請求論文 審査手数料	第4条 第1号関係	在学中の者（再入学者を含む。）	徴収しない
	第4条 第2号関係	満期退学後10年以内の者	50,000円
		満期退学後10年を超える者	100,000円
		本学卒業生及び職員等の本学関係者	
		前号以外の者	200,000円

別 表 学 位 記

様式 1

第 号	皇學館大学長 印	年月日	の学位を授与する	専攻の博士課程を修了し学位論文の審査ならびに最終試験に合格したので博士（文学）	本学大学院文学研究科 学	学位記 本籍 氏名 年月日生
--------	-----------------	-----	----------	---	--------------	-------------------------

様式 2

第 号	皇學館大学長 印	年月日	（文学）の学位を授与する	力を有するものと認め博士に最終試験に合格し所定の学位を有するものと認め博士	本学大学院文学研究科において博士学位論文の審査ならび	学位記 本籍 氏名 年月日生
--------	-----------------	-----	--------------	---------------------------------------	----------------------------	-------------------------

様式 3

第 号	皇學館大学長 印	年月日	授与する	たので修士（ ）の学位を	専攻の 課程を修了し	本学大学院 研究科 学	学位記 本籍 氏名 年月日生
--------	-----------------	-----	------	--------------	------------	-------------	-------------------------

別 表 学 位 記

様式 4

学位記	氏 名	年 月 日 生	本 籍	本 学	学 部	学 科 所 定 の	課 程 を 修 め て 本 学 を 卒 業 し た の	で 学 士 （ ） の 学 位 を 授 与	す る	年 月 日	皇 學 館 大 学 長	第 号
											印	

学 位 申 請 書

様式 5（甲）

学 位 申 請 書
皇學館大学長殿
年 月 日
文学研究科博士後期課程 学専攻
氏 名 印
年 月 日 生
学位規程第 5 条第 1 項の規定により 博士（文学）の学位の授与を申請いた します

様式 6（乙）

学 位 申 請 書
皇學館大学長殿
年 月 日
氏 名 印
年 月 日 生
貴大学学位規程第 5 条第 2 項の規 定により必要書類を添えて学位の授 与を申請いたします

学 位 申 請 書

学位請求論文題目表紙 様式 7（縦書）

皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文	題 目
年 月 日 氏	
名 ⑩	

学位請求論文題目表紙 様式 7（横書）

皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文
題 目
氏 名 ⑩
年 月 日

論文目録 様式 8

論 文 目 録
論 文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊 数
参 考 論 文
1. 題 目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊 数
年 月 日
学位申請者
氏 名 ⑩

履歴書 様式 9

写 真	年 月 日 現在 (ふりがな) 男 氏 名 ⑩ 女
	年 月 日生
本 籍	
現住所	
学 歴	
職 歴 主たる研究業績	
賞 罰	

○皇學館大学授業科目履修規程

第1章 履 修

（履修登録）

第1条 皇學館大学学則（以下「学則」という。）第27条により授業科目を履修し修得するためには、各セメスター当初の学生支援部が指示する期間内に履修登録をしなければならない。

（履修の制限）

第2条 授業科目は、原則として「履修要項」に規定するセメスター配当に従って履修登録をしなければならない。

2 卒業に必要な授業科目については、各年度において合計48単位を超えて、履修登録をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する学生については、上限を超えて履修登録をすることができる。

- (1) 所定の単位を別に定める優れた成績をもって修得した学生
- (2) 編入学生、転入学生及び学士入学生
- (3) その他、本学が教育上有益と認めた学生

（先修条件）

第2条の2 教育学部教育学科にあつては、履修上、初等教育コース、幼児教育コース、保健体育コース、数理教育コースの4つのコースを設ける。

2 各コースで取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

- (1) 初等教育コースにあつては、小学校教諭一種免許状とする。
- (2) 幼児教育コースにあつては、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状とする。
- (3) 保健体育コースにあつては、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状「保健体育」、高等学校教諭一種免許状「保健体育」とする。
- (4) 数理教育コースにあつては、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状「数学」、高等学校教諭一種免許状「数学」とする。

3 各コースの教育職員免許状および保育士資格に関する必要な事項については、別に定める。

4 「教育研究演習Ⅰ」を履修するには、各コースで取得できる教育職員免許状に係わる教職課程科目のうち、別表に定める単位数を履修しなければならない。

第2章 成績評価

（成績評価）

第3条 当該授業科目の担当教員は、学則第29条の規定に基づいて行う。

2 授業科目の成績評価は、春学期末・秋学期末に行う。

3 通年の授業科目の成績評価については、原則として春学期末においても行うが、学年末の成績を最終評価とする。

（成績評価の段階）

第4条 学則第30条に規定する成績評価の段階の基準は、次のとおりとする。

秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下（未修了）

（追試験）

第5条 やむを得ない事情によって本試験を受験できなかった者は、所属学部長に願い出て、許可を得たうえで、追試験を受けることができる。

2 追試験の詳細については、皇學館大学試験規程（以下「試験規程」という。）に定める。

（再試験）

第6条 4年次生に限り、評価が不可となった授業科目については、別に定める条件の下で願い出て、再試験を受けることができる。

2 再試験の詳細については、試験規程に定める。

（追・再試験の受験）

第7条 追試験・再試験は、1科目につき、それぞれ1回限りとする。

第3章 単位の認定

（単位の認定）

第8条 履修科目の単位の認定は、学則第29条及び第30条の規定に基づき、全学教授会が行う。

（成績通知）

第9条 成績は、毎学期末の成績通知書により学生に通知する。ただし、成績は評価の段階で示し、評点は原則として示さない。

2 成績通知書の評価について、異議がある場合は、指定された成績通知書渡しの日から1週間以内に学生支援部に申し出るものとする。

第4章 卒業・進級要件

（卒業要件）

第10条 本学部を卒業するためには、8セメスター以上在学し、卒業要件として定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（進級要件）

第11条 3年次に進級するためには、2年次までに、「初年次ゼミ」の2単位を含め、卒業要件に定められた単位数の2分の1以上を修得しなければならない。

第5章 他学部・他学科授業科目の履修

（履修の許可）

第12条 他学部・他学科の授業科目は、次の条件の下で履修することができる。

- (1) 他学部の授業科目は、1年次より履修することができる。
- (2) 文学部にあっては、他学科又は教育学部及び現代日本社会学部の専門科目42単位まで卒業単位数に含めることができる。
- (3) 教育学部にあっては、文学部及び現代日本社会学部の専門科目24単位まで卒業単位数に含めることができる。
- (4) 現代日本社会学部にあっては、文学部及び教育学部の専門科目34単位まで卒業単位数に含めることができる。ただし、教職課程のうち教職に関する独自科目に該当するものについては、卒業単位数に含めることができない。

第6章 仮進級

（仮進級）

第13条 3年次進級要件に必要とする修得単位の不足が6単位以下の者、又は必要とする修得単位を

修得したが、「初年次ゼミ」が未修得の者は、2年次から3年次への仮進級を認めることがある。

- 2 仮進級をした3年次の1年間で進級要件に関わる1～4セメスター配当科目での不足単位を修得した者は、正式な進級を認定し、次の年度に4年次に進級させる。
- 3 仮進級した3年次の1年間で前項の不足単位を修得できなかった者は、3年次に留める。

第7章 規程の改廃

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、及び第10条の規定については、平成11年度以前の入学者には適用しない。

附 則

この規程は、平成13年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本規程第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成19年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本規程第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成19年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本規程第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成22年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規程第4条の規定にかかわらず、平成21年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本規程第12条第1項第2号から4号、及び第13条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のとおりとする。
- 3 社会福祉学部授業科目履修規程（平成10年4月1日）、社会福祉学部介護福祉士資格取得に関する履修内規（平成18年4月1日）、社会福祉学部資格取得による単位認定に関する内規（平成20年4月1日）、社会福祉学部短期留学による単位認定に関する内規（平成20年4月1日）、社会福祉学部編入学生等の授業科目履修に関する取扱内規（平成12年4月1日）及び社会福祉学部障害者スポーツ

指導員（初級）資格取得に関する履修内規（平成21年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本規程第12条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。
- 3 現代日本社会学部教職課程に関する履修内規（平成22年4月1日）は、廃止する。
- 4 前項にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本規程第2条の2の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表（第2条の2関係）

初等教育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	4
		応用 内容理解	16
		応用 指導法	10
		演習 必修	2
	合計		46

幼児教育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	4
		応用 内容理解	12
		応用 指導法	8
		展開 人文・社会	2
		展開 こども支援	4
		演習 必修	2
	合計		46

保健体育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	2
		応用 内容理解	4
		応用 指導法	6
		展開 人文・社会	6
		展開 医学・健康	6
		展開 スポーツ	6
		演習 必修	2
	合計		46

数理教育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	4
		応用 内容理解	4
		応用 指導法	4
		展開 数理・情報	18
		演習 必修	2
	合計		46

○教育学部教職課程に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき皇學館大学教育学部における教職課程の履修について必要な事項を定める。

（教育職員免許状の種類）

第2条 教育学部の教職課程において取得できる教育職員免許状は、幼稚園教諭一種免許状（以下「幼一種免」という。）、小学校教諭一種免許状（以下「小一種免」という。）、中学校教諭一種免許状（以下「中一種免」という。）「保健体育」、「数学」、高等学校教諭一種免許状（以下「高一種免」という。）「保健体育」、「数学」とする。

2 教育学部の教職課程において文学部（国文学科、国史学科、コミュニケーション学科）の学生が取得できる教育職員免許状は小一種免とする。

（指定科目の履修）

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「規則」という。）に定める教科及び教職に関する科目並びに規則第66条の6に定める科目を修得しなければならない。

2 幼一種免に関する科目は、別表1のとおりとする。

3 小一種免に関する科目は、別表2のとおりとする。

4 中一種免、高一種免に関する科目は、別表3のとおりとする。

5 規則第66条の6に定める科目は、別表4のとおりとする。

（編入学生等）

第4条 編入学生、転入学生及び転学部生（以下「編入学生等」という。）の履修については、当該編入学生等の単位修得状況等を勘案し、教職課程・保育士資格部会において検討のうえ、認めることがある。

2 科目等履修生の履修については、編入学生等に準じて取り扱うこととする。

（教育実習の履修条件）

第5条 教育実習（幼稚園）の履修は、前年度までのG P Aが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、教育方法論（I C Tの活用を含む）、保育内容の指導法（6単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

2 教育実習（小学校）の履修は、前年度までのG P Aが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、教育方法論（I C Tの活用を含む）、教科教育法（6単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

3 教育実習（幼稚園）における教育実習事前事後指導（幼稚園）、教育実習（小学校）における教育実習事前事後指導（小学校）において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、教育実習は中止するものとする。

4 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱの履修は、前年度までのG P Aが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、該当する教科教育法（4単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

5 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱにおける教育実習事前事後指導（中等）において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、教育実習は中止するものとする。

6 教職課程・保育士資格部会で教育実習を行うことが不適切と判断した場合は、教育実習を中止することがある。

（実習費）

第6条 介護等体験実習を履修する者は、指定する期間内に別表5に定める実習費を納入しなければな

らない。

- 2 教育実習を履修する者は、指定する期間内に別表6に定める実習費を納入しなければならない。

（内規の改廃）

第7条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成21年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成22年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第5条及び別表1、別表3の規定について、平成22年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第2条第3項の規定については平成24年4月入学生より適用する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表1（第3条第2項関係）

「幼一種免」領域及び保育内容の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
					必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	幼児と健康	2		
		人間関係		幼児と人間関係	2		
		環境		幼児と環境	2		
		言葉		幼児と言葉	2		
		表現		幼児と表現（身体）	2		
	幼児と表現（造形）			2			
	幼児と表現（音楽）			2			
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育指導の方法		2			
		健康（指導法）		2			
		人間関係（指導法）		2			
		環境（指導法）	2				
		言葉（指導法）	2				
		身体表現（指導法）	2				
		造形表現（指導法）	2				
		音楽表現（指導法）	2				
合 計			16単位	合 計	30単位		

「幼一種免」

「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		子どもの心理学	2		
			教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導（幼稚園）	1		
			教育実習（幼稚園）	4		
	教職実践演習	2	教職実践演習（初等）	2		
大学が独自に設定する科目		14				他の科目群より14単位を流用する。
合 計		35単位	合 計	26単位		免許法に定める必要単位数の不足分については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」群から9単位を流用する。

別表2（第3条第3項関係）

「小一種免」教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	国 語（書写を含む。）		2	
			社 会		2	
			算 数		2	
			理 科		2	
			生 活		2	
			音 楽		2	
			図画工作		2	
			家 庭		2	
			体 育		2	
			外 国 語		2	

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	30	国語科教育法	2	
	社会		社会科教育法	2	
	算数		算数科教育法	2	
	理科		理科教育法	2	
	生活		生活科教育法	2	
	音楽		音楽科教育法	2	
	図画工作		図画工作科教育法	2	
	家庭		家庭科教育法	2	
	体育		体育科教育法	2	
	外国語		英語科教育法	2	
	合 計	30単位	合 計	30単位以上	

「小一種免」

「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳の理論及び指導法	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	10	教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論及び方法	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導（小学校）	1		
			教育実習（小学校）	4		
	教職実践演習	2	教職実践演習（初等）	2		
大学が独自に設定する科目		2	介護等体験実習	1		他の科目群より1単位を流用する。
合 計		29単位	合 計	30単位		

別表3（第3条第4項関係）

「保健体育」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	体育実技（陸上）	2		
			体育実技（器械運動・体づくり運動）	2		
			体育実技（ダンス・舞踊）	2		
			体育実技（球技）	2		
			体育実技（水泳）	1		
			体育実技（柔道）	2		
			体育実技（野外活動）		1	
			体育原理	2		
			体 育 史		2	
			体育心理学		2	
			体育経営管理学		2	
			体育社会学		2	
			運 動 学（運動方法学）	2		
			生 理 学	2		
			バイオメカニクス		2	
			衛 生 学	2		
			公衆衛生学		2	
			学校保健	2		
			子どもの保健		2	

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	28	保健体育科教育法Ⅰ	2		
		保健体育科教育法Ⅱ	2		
		保健体育科教育法Ⅲ	2		
		保健体育科教育法Ⅳ	2		
合 計	28単位	合 計	29単位以上		

「数学」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	代数学	28	代数学序論	2		
			代数学Ⅰ	2		
			代数学Ⅱ	2		
			代数学Ⅲ		2	
			代数学Ⅳ		2	
	幾何学		幾何学序論	2		
			幾何学Ⅰ	2		
			幾何学Ⅱ	2		
			幾何学Ⅲ		2	
			幾何学Ⅳ		2	
	解析学		解析学序論	2		
			解析学Ⅰ	2		
			解析学Ⅱ	2		
			解析学Ⅲ		2	
			解析学Ⅳ		2	
	「確率論、統計学」		確率・統計学Ⅰ	2		
			確率・統計学Ⅱ		2	
	コンピュータ		コンピュータ概論	2		
			コンピュータ演習		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		数学科教育法Ⅰ	2		
			数学科教育法Ⅱ	2		
			数学科教育法Ⅲ	2		
			数学科教育法Ⅳ	2		
合 計		28単位	合 計	30単位以上		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

「保健体育」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考		
					必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事	体育実技	24	体育実技（陸上）	2				
				体育実技（器械運動・体づくり運動）	2				
				体育実技（ダンス・舞踊）	2				
				体育実技（球技）	2				
				体育実技（水泳）	1				
				体育実技（柔道）	2				
				体育実技（野外活動）		1			
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	体育原理		2					
		体 育 史			2				
		体育心理学			2				
		体育経営管理学			2				
		体育社会学			2				
		運 動 学（運動方法学）		2					
		生 理 学		2					
	生理学（運動生理学を含む。）	バイオメカニクス			2				
		衛 生 学		2					
	衛生学・公衆衛生学	公衆衛生学			2				
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		2					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	子どもの保健			2				
		保健体育科教育法Ⅰ		2					
		保健体育科教育法Ⅱ		2					
		保健体育科教育法Ⅲ			2				
		保健体育科教育法Ⅳ			2				
	合 計			24単位	合 計	34単位以上			

「数学」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
					必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	24	代数学序論	2		
				代数学Ⅰ	2		
				代数学Ⅱ	2		
				代数学Ⅲ		2	
				代数学Ⅳ		2	
	幾何学	幾何学序論		2			
		幾何学Ⅰ		2			
		幾何学Ⅱ		2			
		幾何学Ⅲ			2		
		幾何学Ⅳ			2		
	解析学	解析学序論		2			
		解析学Ⅰ		2			
		解析学Ⅱ		2			
		解析学Ⅲ			2		
		解析学Ⅳ			2		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

	「確率論、統計学」	24	確率・統計学Ⅰ	2		
			確率・統計学Ⅱ		2	
	コンピュータ概論		2			
	コンピュータ演習			2		
	数学科教育法Ⅰ		2			
	数学科教育法Ⅱ		2			
	数学科教育法Ⅲ			2		
	数学科教育法Ⅳ			2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）					
合 計		24単位	合 計		34単位以上	

「保健体育」「数学」（中一種免・高一種免）

「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中学10 高校8	道徳の理論及び指導法	2		中免のみ
	中：総合的な学習の時間の指導法 高：総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	教育の方法及び技術		教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論及び方法	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

教育実践に関する科目	教育実習	中学5 高校3	教育実習事前事後指導（中等）	1		中免取得者は教育実習Ⅰを4単位、高免取得者は教育実習Ⅱを2単位、中高取得者は教育実習Ⅰを4単位修得すること。
			教育実習Ⅰ		4	
			教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中等）	2		
大学が独自に設定する科目		中学4 高校12	介護等体験実習	1		中免のみ。 他の科目群より中学3単位、高校12単位を流用する。
合 計		中学 31単位 高校 35単位	合 計	中学 30単位 高校 25単位		免許法に定める必要単位数の不足については、別表3の「教科及び教科の指導法に関する科目」群から流用する。（中学1単位、高校10単位）

別表4（第3条第5項関係） 規則第66条の6に定める科目（教免必修）

免許法施行規則に定める科目区分等	単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2単位以上	法学（日本国憲法）	2		
体 育	2単位以上	スポーツⅠ		1	6科目より2科目選択必修
		スポーツⅡ		1	
		武道Ⅰ		1	
		武道Ⅱ		1	
		アダプテッドスポーツⅠ		1	
		アダプテッドスポーツⅡ		1	
外国語コミュニケーション	2単位以上	英語表現Ⅰ		1	6科目より2科目選択必修
		英語表現Ⅱ		1	
		英語表現Ⅲ		1	
		英語表現Ⅳ		1	
		英語表現Ⅴ		1	
		英語表現Ⅵ		1	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位以上	情報処理Ⅰ（基礎）	1		
		情報処理Ⅱ（応用）	1		
合 計	8単位以上	合 計	8単位以上		

別表5 （第6条第1項関係）

介 護 等 体 験 実 習 費	12,000円
-----------------	---------

別表6 （第6条第2項関係）

敦 育 実 習 費	8,000円
-----------	--------